

仙台市認知症疾患医療センター運営事業実施要綱

(平成21年4月1日 健康福祉局長決裁)

この要綱は、認知症疾患医療センター運営事業実施要綱（平成26年7月9日付け老発0709第3号厚生労働省老健局長通知）に基づき実施する認知症疾患医療センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第1条 本事業は、センターを設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、周辺症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は仙台市とし、市長が指定した病院又は診療所で、事業を行うものとする。ただし、当該病院又は診療所は、事業の内容に応じて、その一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

（センターの指定）

第3条 センターの指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、認知症疾患医療センター指定申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請について、指定することが適當と認められたときは、センターとして指定し、認知症疾患医療センター指定書（様式第2号）を交付するものとする。

（指定期間）

第4条 指定の期間は、指定の日から5年間以内とする。

（指定基準）

第5条 センターは、次のいずれかの（診療所については、（3）の）基準を満たすものとする。

（1）基幹型

基幹型は、平日、週5日の稼働を原則とし、以下のとおりとするが、イに係る稼働についてはこの限りではない。

ア 専門医療機関としての要件

(ア) 専門医療相談が実施できる専門の部門（以下「医療相談室」という。）を配置し、専門医療相談窓口、専用電話等必要な設備を整備し、その体制が確保されていること。

(イ) 人員配置について、以下の a から c を満たしていること。

a 専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験（具体的な業務経験については申請時に明記すること。）を有する医師が1名以上配置されていること。

b 専任の臨床心理技術者が1名以上配置されていること。

c 医療相談室に、精神保健福祉士又は保健師等が2名以上配置されていること。

なお、医療相談室は、院内における精神科及び一般身体科の連携の確保、専門医療施設との調整、地域包括支援センターとの連絡調整、専門医療に係る情報提供、退院時の調整など、個々の患者の専門医療相談を行う機能を持つものとする。

また、精神保健福祉士又は保健師等のうち1名は常勤専従で地域包括支援センターとの連絡調整業務を担当することとし、他の1名以上は専任で医療相談室の他の業務を担当することとする。

ただし、地域包括支援センターとの連絡調整業務に限り、精神保健福祉士又は保健師等を補助する専従の職員を配置することができるものとする。

(ウ) 検査体制について、以下を満たしていること。

a 鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置（CT）及び磁気共鳴画像装置（MRI）を有していること。

b 脳血流シンチグラフィ（SPECT）を活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については申請時に明記すること。）を含む。）が整備されていること。

(エ) 認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有していること。

イ 身体合併症に対する救急医療機関としての要件

(ア) 身体合併症に対する救急・急性期医療に対応することが可能な体制が確保されていること。具体的には、救命救急センターを有するなど、身体合併症に係る三次救急医療又は二次救急医療について地域の中核としての機能を有すると市長が認めるものとする。

(イ) ア（ア）に定める医療相談室が中核となって、認知症患者に対する救急医療の支援、リエゾンチーム等による一般病床に入院する認知症高齢者への精神科的ケ

ースワークの実施、院内における研修会の開催等を通じて、精神科と一般身体科との院内連携が確保されていること。

(ウ) 上記の体制が確保されていることを前提として、休日、夜間における身体合併症や徘徊、妄想等の重篤な行動・心理症状を有する救急・急性期患者に対応するため、空床（当該病院の実状に応じ精神病床、一般病床のいずれも可とする）を確保すること。

ウ 地域連携推進機関としての要件

(ア) 地域の連携体制強化のため、仙台市医師会などの保健医療関係者、地域包括支援センターなど介護保険関係者、認知症医療に関する有識者等から組織された認知症疾患医療連携協議会（仙台市認知症対策推進会議の活用で可）を組織し、地域の認知症に関する支援体制づくりに関する検討等を行うほか、地域への認知症医療に関する情報発信や、認知症に関する理解を促す普及啓発等を必要に応じて行うほか、地域住民からの認知症に関する一般相談対応等を行うこと。

(イ) 認知症サポート医養成研修や、かかりつけ医等に対する研修の実施状況等を踏まえつつ、こうした認知症医療従事者に対する研修や、地域包括支援センター職員等の関係機関、認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修を自ら行い、又は他の主体の実施する研修に協力するなど、地域における認知症の専門医療に係る研修に積極的に取り組んでいること。

(2) 地域型

地域型は、平日、週5日の稼働を原則とし、以下のとおりとする。

ア 専門医療機関としての要件

(ア) 医療相談室を配置し、専門医療相談窓口、専用電話等必要な設備を整備し、その体制が確保されていること。

(イ) 人員配置について、以下のaからcを満たしていること。

a 専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験（具体的な業務経験については申請時に明記すること。）を有する医師が1名以上配置されていること。

b 専任の臨床心理技術者が1名以上配置されていること。

c 医療相談室に、精神保健福祉士又は保健師等が2名以上配置されていること。
なお、医療相談室は、専門医療施設との調整、地域包括支援センターとの連絡調整、専門医療に係る情報提供、退院時の調整など、個々の患者の専門医療相談を行う機能を持つものとする。

また、精神保健福祉士又は保健師等のうち1名は常勤専従で地域包括支援センターとの連絡調整業務を担当することとし、他の1名以上は専任で医療相談室の他の業務を担当することとする。

ただし、地域包括支援センターとの連絡調整業務に限り、精神保健福祉士又は保健師等を補助する専従の職員を配置することができるものとする。

(ウ) 検査体制について、以下を満たしていること。

鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置（CT）及び磁気共鳴画像装置（MRI）を有していること。

ただし、磁気共鳴画像装置（MRI）を有していない場合は、それを活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については申請時に明記すること。）を含む。）が整備されていること。

なお、コンピュータ断層撮影装置（CT）については、原則として、同一法人かつ同一敷地内にあり、実質一体的な医療提供を行っている医療機関との連携体制が整備されている場合は、当該センターがコンピュータ断層撮影装置（CT）を有しているとみなすこととする。

また、上記に加え、脳血流シンチグラフィ（SPECT）を活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については申請時に明記すること。）を含む。）が整備されていること。

(エ) 認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有していること。

ただし、同一施設において、一般病床と精神病床の確保が困難な場合は、以下のa又はbのいずれかを満たしていること。

a 認知症疾患の周辺症状に対する急性期入院治療を行うことができる精神病床を有する病院であり、重篤な身体合併症に対して、入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること（具体的な連携体制については申請時に明記すること。）。

b 身体合併症に対する急性期入院治療を行うことができる一般病床を有する病院であり、認知症疾患の周辺症状に対する精神病床における入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること（具体的な連携体制については申請時に明記すること。）。

イ 地域連携推進機関としての要件

(1) ウと同様の要件を満たすこと。なお、基幹型との連携体制の確保により同様の機能を有する場合においては、この限りではない。

(3) 連携型

連携型は、平日、週5日の稼働を原則とし、以下のとおりとする。

ア 専門医療機関としての要件

(ア) 専門医療相談が実施できる体制が確保されていること。

(イ) 人員配置について、以下の要件を満たしていること。

a 専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験（具体的な業務経験については申請時に明記すること。）を有する医師が1名以上配置されていること。

b 認知症の専門医療相談や神経心理検査等について一定程度の知識及び技術を修得している看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等が1名以上配置されていること。

(ウ) 検査体制について、以下の要件を満たしていること。

鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制としてのコンピュータ断層撮影装置（CT）、磁気共鳴画像装置（MRI）及び脳血流シンチグラフィ（SPECT）を他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については申請時に明記すること。）により活用できる体制が整備されていること。

(エ) 連携体制について、以下の要件を満たしていること。

認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病院又は精神科病院との連携体制（具体的な連携体制については申請時に明記すること。）を確保していること。

イ 地域連携拠点としての要件

(1) ウと同様の要件を満たすこと。なお、基幹型又は地域型との連携体制の確保により同様の機能を有する場合においては、この限りではない。

(事業内容)

第6条 センターの事業内容は以下のとおりとする。

(1) 専門的医療機能

ア 鑑別診断とそれに基づく初期対応

(ア) 初期診断

(イ) 鑑別診断

(ウ) 治療方針の選定

(エ) 入院先紹介

イ 周辺症状と身体合併症への急性期対応

(ア) 周辺症状・身体合併症の初期診断・治療（急性期入院医療を含む。）

(イ) 周辺症状及び身体合併症の急性期入院医療を要する認知症疾患患者のための病床として、連携する医療機関の空床情報の把握（基幹型においては、空床の確保による休日、夜間の対応を含む。）

ウ 専門医療相談

(ア) 初診前医療相談

- a 患者家族等の電話・面談照会
- b 医療機関等紹介

(イ) 情報収集・提供

- a 保健所、福祉事務所等との連絡調整
- b 地域包括支援センターとの連絡調整
- c 認知症初期集中支援チームとの連絡調整

(2) 地域連携拠点機能

ア 認知症疾患医療連携協議会の設置及び運営

仙台市医師会など地域の保健医療関係者、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チームなどの介護保険関係者、認知症医療に関する有識者等から組織された協議会の設置及び運営

イ 研修会の開催

地域の認知症医療従事者に対する研修や、地域包括支援センター職員等の関係機関、認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修の開催及び他の主体の実施する認知症医療に関する研修への協力等

(3) 日常生活支援機能

(1) 及び(2)を実施するほか、認知症の人や家族が、診断後に円滑な日常生活を過ごせるよう、かかりつけ医等の医療機関や地域包括支援センター等地域の関係機関と連携の上、センターは必要に応じて、以下のような取組を行う。

ア 診断後の認知症の人や家族に対する相談支援

診断後等、認知症の人や家族における、今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるよう、社会福祉士、精神保健福祉士等の必要と認められる能力を有する専門的職員をセンターに配置し、日常生活を円滑に送るための相談支援を実施

イ 当事者等によるピア活動や交流会の開催

既に認知症と診断された当事者による、ピアカウンセリングなどのピアサポート活動の実施

(事業評価の実施)

第7条 市長は、指定したセンターに対し、第6条の事業内容について、以下の点に着目し、事業評価を行うものとする。

(事業評価上の留意点)

(1) 専門的医療機関としての機能

ア 認知症原因疾患別の鑑別診断の実施

- イ 治療方針の選定に関すること（投薬、他医療機関への紹介等を含む）
- ウ 記録・データ管理等に関すること（介護保険主治医意見書への記載等を含む）
- エ 周辺症状と身体合併症の急性期対応に関すること（基幹型の場合は、空床確保及びその利用状況を含む）
- オ 専門医療相談の実施
 - (ア) 相談方法（電話、面接、訪問別相談の実施等）
 - (イ) 相談件数
 - (ウ) 相談応需マニュアルの整備等

(2) 地域連携拠点としての機能

- ア 認知症疾患医療連携協議会の運営状況
- イ 研修会の開催状況

2 市長は、事業評価の実施にあたり、当該センターを運営する病院又は診療所の開設者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(実績報告)

第8条 センターを運営する病院又は診療所の開設者は、以下の（1）から（3）に係る年間の実績を取りまとめ、認知症疾患医療センター運営実績報告書（様式第5号）により、翌年度速やかに市長あてに報告するものとする。

- (1) 認知症疾患に係る外来件数及び鑑別診断件数
- (2) 入院件数（センターを運営している病院における入院及び連携先の病院における入院（センターを運営している病院との連携による入院に限る。）それぞれの件数）
- (3) 専門医療相談件数（電話による相談及び面接による相談それぞれの件数）

2 市長は、前項に定めるほか、必要と認められるときは、当該センターを運営する病院又は診療所の開設者に対して業務の処理状況及びその結果について調査し、又は報告を求めることができる。

(指定の更新)

第9条 センターを運営する病院又は診療所の開設者は、指定期間が満了してもなお継続して指定を受けようとするときは、指定期間の満了日の属する月の前月末日までに第3条第1項に準じて申請書を市長に提出するものとする。

(指定事項の変更)

第10条 センターを運営する病院又は診療所の開設者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに認知症疾患医療センター指定事項変更届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- (1) 病院の名称又は所在地の変更があったとき

- (2) 管理者に変更があったとき
- (3) 他の医療機関との連携体制に変更があったとき
- (4) その他、指定申請事項に変更があったとき

(指定の辞退)

第11条 センターを運営する病院又は診療所の開設者は、指定を辞退しようとするときは、認知症疾患医療センター指定辞退届（様式第4号）により、理由を付して市長に届け出るものとする。

(指定の取消)

第12条 市長は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- (1) センターが第5条に規定する指定基準に適合しなくなったとき
- (2) センターが第6条に規定する事業を実施しないとき

(市の補助)

第13条 この実施要綱に基づき市長が指定した病院又は診療所の開設者が運営するセンターの運営に必要な経費（診療報酬により支出される内容は除く。）については、市長が別に定める「仙台市認知症疾患医療センター運営事業費補助金交付要綱」に基づき、毎年度予算の範囲内で補助を行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則（平成22年4月1日改正）

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成26年7月9日改正）

- 1 この改正は、平成26年7月9日から実施する。
- 2 改正後の規定は、改正前に指定を受けたセンターについては平成26年度の事業から適用する。

附 則（平成29年3月31日改正）

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（令和2年2月27日改正）

この改正は、令和2年2月27日から実施する。